

主張

新聞全教

解説

先の通常国会で、国家公務員法が「改正」されました。天下り問題ばかりがマスコミに騒がれましたが、同時に「能力・実績主義の人事管理の強化」に大きく舵をきりました。これをふまえた地方公務員法と地方教育行政法の「改正」案が継続審議になっていま

す。

法改正は、いま全国で

とりくまれている教職員評価制度と賃金をリンクさせないたたかいに影響を与え、危険性があります。

「改正」案では、新たな人

そして、人事評価を「職員がその職務を遂行するに

当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義し、人事評価の基準及び方法」などは、任命権者

いくつかの都府県では、

評価結果と査定昇給、勤 hands 当の成績率がリンクされはじめています。しかし、評価結果に納得できない」などの不満が多く、教職員の資質向上に

スコミでも大きく取り上げられ、人事院も、「評価結果を任免や給与に活用するために、評価の識別力を高め、評価の客観性・安定性を確保することが前提」と指摘しています。

公務員制度の「改革」のねらいは、財界・大企業に奉仕する行政への変質、物言わぬ公務員づくりであり、「上からの教育改革に従順な教職員づくり」にあります。

評価と賃金のリンク 断じて認められない

事評価制度の構築」として、

現行の「勤務評定」の条項

(地公法40条)を削除し、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」としています。

が定めるとなっています。

ちなみに、国家公務員の

人事評価制度の試行では、目標の設定、職務行動(能力、意欲に相当)・役割達成状況(業績)評価部分などが内容となっています。

役立たないばかりか、教職

員の協働が壊されて学校の

教育力が低下する、などの問題点が寄せられています。民間における成果主義賃金制度の矛盾・破綻はマ

労働基本権の回復を先送

りにして、能力・実績主義

の人事管理の強化」をめざす、地方公務員法と地方教育行政法の「改正」案に強く反対するものです。(全教副委員長 新堰義昭)